

こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぼやき～



2025年5月1日
発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目 22 番 2 号
ゼルコパビル 4 階
TEL 0423000255 fax 0423000256
office@kunimatu.jp

25周年

5月に入りいよいよ夏が近いと身構えてしまうのではなぜでしょう。3月から4月にかけて寒い日が多く、桜が長く楽しめてよかったのですが、気温も心地よいこの時期、ツツジやハナミズキなどあつという間に春の花たちが駆け抜けていって緑の葉をみると、やがて来る高温続きの酷暑のことが頭をもたげてしまうのです。

さて、今回は後見人等の辞任についてとりあげています。今まで後見人等を経験してきた中で、専門職後見人（司法書士）が辞任して、当方が選任される、というケースがありました。この辞任は親族と後見人が信頼関係を築けなかったことによるものでした。その後見人は後見人としての経験が浅く、後見業務のうち、押さえるべきポイントを押さえていなかったために、親族からの不信を招き、親族が後見人に辞任を促した、という流れだったようです。その後当方が後見人に就任したのですが、就任当初は親族の不満を徹底的にうかがいました。そこで見えてきたことは、後見人は本人である被後見人の権利利益を守るために業務を行います、同時に、本人を支える親族の気持ちにも寄り添わなければよい業務ができないということでした。

後見人の業務は単なる事務にとどまりません。人間力がなければ行えない業務なのです。

IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識

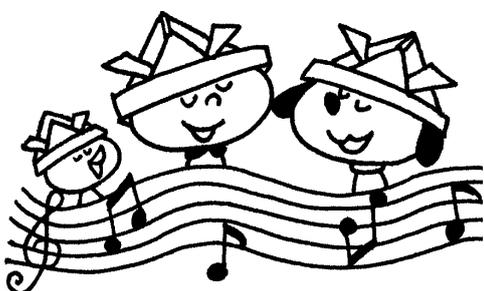


◆◆◆後見人等の辞任について◆◆◆

一度成年後見制度を利用を開始すると、本人の病状が回復し判断能力を取り戻すか、本人がお亡くなりになるまで制度の利用が終了されることはありません。現在、必要とさきだけ制度を利用するスポット利用についても協議されておりますが、現行の法律ではそのように決められているのです。しかし、制度の利用中には、後見人等の職務を続けることが難しくなる場合もあるでしょう。今回は辞任についてを詳しく説明します。

後見人等を辞任するには**正当な理由**を要します。面倒だからといった理由では辞任することができません。では、正当な理由とはどのような理由でしょうか。いくつか例を挙げると、転勤等でやむを得ず遠隔地に転居しなければならない場合、高齢化や病気などで続けることが難しくなった場合などです。このようなときには家庭裁判所の許可を得て辞任することが認められます。ただし、辞任が認められたとしても**制度の利用が終了されるわけではありません**。単独で後見人等をされていた場合は新たな後見人等を立てる必要がでてくるのです。そのため、**辞任申立てと同時に新しい後見人等の選任の申立てをする必要**があります。後見人等の職務を引き継ぐのにふさわしい方がいる場合はその方を候補者として申立て（最終的に家庭裁判所が判断するため、その方が選任されないこともあります）することもできますし、家庭裁判所に選任を一任することも可能です。いずれにしても辞任・選任には時間がかかります。本来の目的である本人の権利擁護のため、円滑に引き継ぐことが重要です。

IKUKO



複数の後見人等が選任されている場合には、そのうちの一人が辞任しても本人の保護に欠けることはないため、選任の申立ては必要ではありません。また、監督人が辞任する場合、辞任許可の申立ては必要ですが、後任の監督人の選任申立ては不要です。引き続き監督人が必要だと家庭裁判所が判断すれば職権で選任されます。

YouTube

国松偉公子の
相続相談室
(*^o^*)



★LINE★
国松司法書士法人
新アカウントで
きました！！
どうぞよろしく☆

